

2017年9月までに全面施行！個人情報保護委員会での政令・規則・ガイドラインに関する最新情報も踏まえた『改正個人情報保護法』が企業実務に与える影響と留意点

～「要配慮個人情報」「匿名加工情報」の取扱い、(外国を含む)第三者提供に関する規制等、ビジネスでの利活用と情報管理のあり方～

●日時● 2016年 9月 27日(火) 13:30～17:00

●会場● 東京・麹町『厚生会館』 TEL:03-3264-1241

講師

牛島総合法律事務所 パートナー弁護士 影島 広泰 氏

【略歴】一橋大学法学部卒業、03年弁護士登録、牛島総合法律事務所入所。ITシステム・ソフトウェアの開発・運用、個人情報・プライバシー、ネット上のサービスや紛争に関する案件を中心に活躍中。実務視点のわかりやすい講義に定評がある。日本経済新聞社「企業が選ぶ弁護士ランキング」2015年情報管理部門において、企業が選ぶランキング3位、総合ランキング2位。裁判所ウェブサイトで公開された最新判例の判決文を自動的に分析してTwitterに投稿するBot(プログラム)を提供(@kageshima)。約20万ダウンロードのiPhone/iPad人気アプリ「e六法」開発者。情報化推進国民会議本委員会委員。「企業・団体のためのマイナンバー制度への実務対応」(清文社)、「マイナンバー法(番号法)に伴う業務・システム変更の実務」(ビジネスロー・ジャーナル 2014年10月号)、「情報漏洩事案の類型別 分析と対策」(月刊ザ・ローヤーズ 2014年5月号(ILS出版)等、著書・論文多数。

◆ 開催にあたって

2005年の施行以来初の実質的改正となる「改正個人情報保護法」が、昨年9月に公布され、2年後にあたる2017年9月8日までの全面施行に向けて、政令や施行規則の制定作業等が着々と進められています。

改正法では、これまで曖昧だった個人情報の定義が明確化され、ビッグデータビジネスでの利活用を目的とした匿名加工情報の概念が新設された一方で、第三者提供や海外移転に関する大幅な規制強化等もあり、企業における個人情報管理のあり方を今後見直す必要があります。

本講座では、改正に至った経緯やEU・米国における個人情報保護法制の動向、個人情報保護委員会での政令・規則・ガイドラインに関する最新情報等も踏まえ、企業実務への影響と留意しておくべきポイントを検討します。

《詳細は裏面をご覧ください》

企業研究会 セミナー事務局宛

FAX 03-5215-0951

*当会ホームページ (http://www.bri.or.jp) からもお申込みいただけます。

●受講料● 1名 (税込み、資料代含む)

正会員	32,400円 本体価格 30,000円
一般	35,640円 本体価格 33,000円

●申込書をFAXいただくか、当会ホームページよりお申込みください。後日(開催日1週間～10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。

●よくあるご質問(FAQ)については当会ホームページでご確認いただけます。(〔TOP〕→〔公開セミナー〕→〔よくあるご質問〕)

●お申込後のキャンセルは原則お受け致しかねますので、ご都合が悪くなった際は、代理出席をお願いいたします。

●最少催行人数に満たない場合は、中止とさせていただきます。

一般社団法人企業研究会

担当: 上島 E-mail kamijima@bri.or.jp
〒102-0083
東京都千代田区麹町 5-7-2 麹町 M-SQUARE2F
TEL 03-5215-3516 FAX 03-5215-0951

161480-0302(※)		2016.09.27	
申込書 『改正個人情報保護法』が企業実務に与える影響と留意点			
会社名	フリガナ		
住所	〒		
TEL		FAX	
ご氏名	フリガナ	所属 役職	
Eメール			
ご氏名	フリガナ	所属 役職	
Eメール			

*お客様の個人情報は、本研究会に関する確認・連絡、および当会主催のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

2017年9月までに全面施行！個人情報保護委員会での政令・規則・ガイドラインに関する最新情報も踏まえた

『改正個人情報保護法』が企業実務に与える影響と留意点

～「要配慮個人情報」「匿名加工情報」の取扱い、(外国を含む)第三者提供に関する規制等、ビジネスでの利活用と情報管理のあり方～

● プログラム ●

■講師 牛島総合法律事務所 パートナー弁護士 影島 広泰 氏

13:30

1. 「個人情報」の定義の明確化

(1) 「個人情報」の概念の変更

- ・現行法における個人情報の定義と変更点のポイント
- ・個人情報に新たに含まれる「個人識別符号」とは何か
- ・顔認識データや携帯電話番号等の個人識別符号が追加されたことによる影響とは

(2) 「要配慮個人情報」の新設

- ・「要配慮個人情報」とは何か
- ・要配慮個人情報を取扱う場面、要配慮個人情報の取扱い方法とは

2. ビジネスでの利活用を目的とした「匿名加工情報」の新設

(1) 「匿名加工情報」の概念と改正に至る経緯

- ・現行法の「個人情報」に必ずしも該当しない“グレーゾーン”の利活用に対する消費者の反発

(2) 「匿名加工情報」の加工方法と取扱いに対する規定

- ・自ら取扱う場合、第三者に提供する場合、第三者からの提供を受けた匿名加工情報を取り扱う場合の留意点とは

(3) 「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」とどこが変わったか

(4) ビジネスにどのように利用できるか

- ・購買履歴を利活用するケース、個人情報を含まない位置情報等を利活用するケース

3. 「個人情報保護委員会」の新設と民間企業に対して有する権限

(1) マイナンバー法の「特定個人情報保護委員会」から「個人情報保護委員会」へ

(2) 従来の主務大臣の権限との違い ～立入検査権

(3) EUデータ保護指令における「十分なレベルの保護」との関係

4. 利用目的の変更に関する規制

(1) 「相当の関連性を有する」から「関連性を有する」への変更

(2) オプトアウトによる利用目的の変更の行方 ～経産省ガイドラインを踏まえて

5. 第三者提供に関する規制（トレーサビリティ）

(1) 提供「する」側が負う義務

(2) 提供を「受ける」側が負う義務とは

(3) オプトアウトによる第三者提供の規制強化

- ・通知・公表等の内容に追加された事項と個人情報保護委員会への届出の影響

(4) 外国にある第三者への個人データの提供

- ・EUから第三国への個人データの移転が許容される条件
- ・標準契約条項（SCC）の利用、拘束力を有する企業の内部規定（BCR）の利用
- ・外国への第三者提供の制限を回避する方法とは

6. 個人データの消去

～個人データの消去に関する改正案、現行法のガイドライン、マイナンバー法との比較

7. 新たな罰則（個人情報データベース提供罪、検査拒否等の罰則）の導入

8. 小規模事業者（取り扱う個人情報が5000人以下）への適用拡大の影響

9. 今後のスケジュール

17:00

※最新の情報・動向に基づき、内容を一部変更させていただきます。